

「いじめの防止等ための基本的な方針(国の方針)」の改訂について

I 改訂のポイント

これまでの基本方針で具体が明確に示されていなかった部分について、かなりの分量で加筆された。具体的には、

- いじめの定義にけんかやふざけ合いが加わる
- 心理・福祉の専門家として、SC、SSWが明確に位置づけられる。
- 県が設置する組織のメンバー構成の具体が示される。
- 「学校いじめ防止基本方針」の具体像が示される。
- 学校における「いじめ対策組織」の位置づけが明確化される。
- アンケート調査等の実施が明記される。
- いじめが生まれる背景と指導上の注意の具体が示される。
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によって重大事態の対応のあり方が明確化される。

II 改訂の詳細（方向性）

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

- 「いじめの定義」の見直し
 - ・けんかやふざけ合いが加わる → その背景にある事情を調査

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめの防止等のための教育の充実
 - ・道徳科の授業や特別活動を通して、子どもたち同士の議論を充実
- 教職員の資質の向上
 - ・SCやSSWの校内研修での活用、免許更新講習等での充実
- いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
 - ・PTAや地域の関係団体との連携を明記
- インターネットや携帯電話を利用していじめへの対処
 - ・かなりの分量で具体的に記述

2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策

- 「地方いじめ防止基本方針」の策定(義務化に近い)と市町村教育委員会への支援
- 「いじめ問題対策連絡協議会」等、県が設置する組織の構成 → より具体化
- S C、S S Wの配置とその役割の明確化
 - ・S C、S S W等の外部専門家の役割の明記
 - ・いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備の推進
- 幼児期の教育の必要性
- 学校設置者が行ういじめに対する措置の明確化
 - ・学校に対して行う支援の明確化
 - ・重大事態への対処
 - ・学校評価の留意点、教育評価の留意点 → 内容の充実
 - ・学校運営改善の支援 → 内容の充実

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 「学校いじめ防止基本方針」の方向づけ
 - ・策定の仕方、内容、運用等について具体像を示す
- 学校における「いじめ対策組織」の具体化 → 組織対応の強化
 - ・あり方、役割、具体的動きについて明記
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置の明確化
 - ・アンケート調査の在り方について言及
 - ・「いじめの解消の状況」について言及

4 重大事態への対処

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において対応の具体を明記

—学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント—

1 いじめの防止

- いじめが生まれる背景と指導上の注意の具体化
 - ・発達障害を含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめ
 - ・外国につながる児童生徒が関わるいじめ
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ
 - ・東日本大震災、原子力発電所事故の被災児童生徒に対するいじめ
 - ・学校として特に配慮が必要な児童生徒に対する支援

2 いじめに対する措置

- 学校での組織対応に係る留意点